

平成 27 年 7 月 28 日
大阪府総務部契約局

共通入札説明書の一部改正について

清掃、警備等を始めとする委託役務業務（賃貸借を含む）の公告案件での「大阪府契約局委託役務業務条件付一般競争入札 共通入札説明書」について、平成 27 年 7 月 28 日以降に公告する案件より、下記のとおり改正いたしましたのでお知らせします。

記

1 主な改正点

(1) 入札状況の公開時期の変更（電子入札を行う案件共通）

変更後	変更前
17 開札の日時及び方法 (1) (略) (2) 開札の方法 システムにより開札する。 <u>入札参加者名、入札状況及び入札結果については落札者決定後にシステムにより公開する。ただし、大阪府が必要であると認めるときは、公開時期を延期することがある。</u>	17 開札の日時及び方法 (1) (略) (2) 開札の方法 システムにより開札する。 <u>入札状況については、開札後にシステムにより公開する。ただし、大阪府が必要であると認めるときは、公開時期を延期することがある。</u>

(理由)

落札候補者が、開札日に提出すべき事後審査書類を提出しないことに伴う取止め案件が、入札状況を公開していることにより、今後の入札契約事務の公正かつ円滑な執行に弊害が生じることが想定されるため。

(2) 苦情申立て条項の追加（政府調達に関する協定に係る案件のみ）

政府調達に関する協定に係る案件（いわゆるWTO案件）に用いる共通入札説明書に、大阪府政府調達苦情検討委員会へ苦情申立てができる旨を明確にするため「条項番号23」を追加しました。

(3) その他

各条項において、文言の整理をしましたが、内容の変更はありません。

2 適用日

平成 27 年 7 月 28 日以降の公告案件より実施

問い合わせ先
総務部契約局 総務委託物品課 委託役務グループ
物品調達グループ
TEL 06-6941-0351（内線5346）
（内線6494）